

第1回運転免許制度の在り方等分科会の開催結果について(概要)

1 日時・場所

平成29年10月2日(月)午後3時から2時間程度(@合同庁舎2号館第1会議室)

2 主な議論

【高齢者の特性等】

- ・ 高齢者は、複数の情報を一度に処理する能力が低下している傾向(例:コンビニの駐車場に駐車する際に「何を買いに来たのか」と考えたために、ブレーキを忘れて店舗に突っ込んでしまう。)。こうした観点の調査を行うことはできないか。
- ・ 実車試験や限定条件付免許の検討に当たっては、認知機能の低下や視野の状況についても考慮すべき。

【実車試験】

- ・ 現在、高齢者講習の実施等、教習所の事務負担は大きい。免許制度の見直しで教習所に事務を増加させることは現実的ではないのではないか。
- ・ 高齢者講習の実車指導で、例えば、「一時停止」を行う人は殆どいない(※)。これを踏まえて実車試験の内容・場所を検討する必要がある。

(※ 運転免許試験において、「一時不停止」は危険行為に該当し、その時点で試験中止となる。)

【限定条件付免許】

- ・ 現行制度では、免許証を自主返納するか、保有するかを選択しかない。中間的な限定条件付免許を設けることは有益ではないか。
- ・ 現在の「安全運転サポート車」では、ペダル踏み間違いには対応できるが、一時停止やレーンキープ等の機能は今後の技術の進展によってあり得るといったところであり、現在の技術に期待し過ぎるのは禁物である。
- ・ 運転する地域・時間の限定をしている車両を外部から確認できないと、条件に違反した場合に取締りができず、違反を防げないおそれがある。
- ・ 運転できる車両を限定するという方策もあるのではないか。
- ・ EU共通のルールがないか調査することも有益ではないか。

【その他】

- ・ 警察が保有している違反・事故のデータだけでは、長年運転してきた高齢者の一部しか把握できない。これを踏まえ、調査方法を検討すべき。
- ・ 海外制度調査を行うに当たっては、各国で事情が異なるので、何故そのような取組を行っているのか、問題はないか等についてヒアリングすべき。
- ・ 都市・地方で高齢者の運転実態が異なることから、アンケートの規模感やこれを実施する地域等を精査してデータを収集した方がよい。